参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和５年５月２５日

支出負担行為担当官
東北地方整備局副局長　安部　賢

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

１．当該招請の主旨

洋上風車基地港の岸壁にはＳＥＰ船が停泊し、荷役時にはレグを岸壁前面の海底地盤上に着底する。ＳＥＰ船レグの貫入力は大きいため、岸壁へ悪影響を及ぼさないための岸壁前面地盤の貫入対策が必要となる。貫入対策の経済的な施工としては砕石によるマウンドを設置することが有力であるが、その効果や断面設計を行う手法が確立されていない。

本委託業務（以下、本業務）は、洋上風車基地港の岸壁前面地盤のＳＥＰ船レグ貫入対策を検証するため、遠心模型実験装置を用いた模型実験を実施し、対策効果の確認及び検討を行うものであり、以下に示す応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務の履行に必要な知見、専門技術、設備、設備を用いた研究実績、類似の研究における適切な成果等を有している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人等と当該応募者に対して簡易公募型プロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

２．業務概要

（１）業務名

洋上風車基地港ＳＥＰ船レグ貫入対策法の検討に関する研究委託

（２）業務内容

・遠心模型実験
・支持力推定式の抽出
・砕石置換仕様の検討
・ＦＥＭ解析手法の検討
・総合的な取りまとめ

（３）履行期限

令和６年３月１５日

３．業務目的

洋上風車基地港の岸壁前面地盤のＳＥＰ船レグ貫入対策を検証するため、遠心模型実験装置を用いた模型実験を実施し、対策効果の確認と支持力推定式の抽出、砕石仕様及びＦＥＭ解析手法の検討を行うことを目的とする。

４．応募要件

（１）基本的要件

１）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

２）東北地方整備局長から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和５９年３月３１日付港管第９２７号）に基づく指名停止を受

けている期間中でないこと。

3）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれらに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（2）設備・システムに関する要件

洋上風車基地港の岸壁前面地盤（以下、「当該地盤」という。）への載荷挙動を、実物に相当する規模で再現することができる遠心模型実験装置（載荷装置、画像解析システムを含む）を有していること。

（3）技術力に関する要件

1）当該地盤を模擬した地盤模型を作製できること。

2）（2）の遠心模型実験装置（載荷装置、画像解析システムを含む）に精通し、これを使いこなすことができること。

（4）業務実績に関する要件

当該地盤に関する遠心模型実験装置を用いた模型実験（解析及び検討を含む）を行った実績を有していること。

5．手続等

（1）担当部局

国土交通省　東北地方整備局　経理調達課　契約企画係

〒９８０－８６０２　仙台市青葉区本町３－３－１　仙台合同庁舎Ｂ棟９階

電話０２２－７１６－００１３

（2）説明書の交付期間、場所及び方法

令和５年５月２５日（木）から令和５年６月２日(金）までの間、（1）の場所にて交付する。

（3）参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和５年６月５日（月）１６時００分まで。提出場所は（1）に同じ。提出方法は持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送によることとし、事前に（1）の担当部局へ連絡を入れること。

6．その他

（1）手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（2）関連情報を入手するための照会窓口

5．（1）に同じ。

（3）当該応募者に対して簡易公募型プロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する場合の技術提案書の提出期限

令和５年６月２９日（木）１６時００分まで。

（4） 簡易公募型プロポーザル方式による技術提案書の提出にあたっては、東北地方整備局（港湾空港関係）における令和５・６年度「建設コンサルタント等」業務に係る一般競争（指名競争）参加資格Ａ等級の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再決定を受けていること。）。なお、当該資格の決定を受けていない場合も参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書の提出時において、当該資格の決定を受けていなければならない。

（5） 詳細は説明書による。